5/4 朝日

憲法施行から76年

論説

2023・5・4

専守防衛は死んだのか

戦争放棄と戦力不保持を明記した日本国憲法九条は、先の大戦で日本国民だけでなく内外の人々に多大な犠牲を強いた反省から発した「不戦の誓い」です。

戦後日本は九条に基づく専守防衛を堅持し、平和国家として歩んできましたが、二十一世紀に入って、専守防衛を形骸化させる安全保障政策の転換が続きます。

憲法施行による不戦の誓いから七十六年。「専守防衛は死んだのか」との問いにはこう答えるほかありません。「死んではいないと信じたいが、瀕死の状態であることは認めざるを得ない」と。

専守防衛とは日本独特の用語です。二〇一一年版防衛白書は次のように説明しています。

「相手から武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、憲法の精神に則った受動的な防衛戦略の姿勢をいう」

つまり国連憲章が認める自衛権のうち自国に関わる個別的自衛権しか行使しないというもので、この記述は長年継承しています。

しかし、自公連立政権下で専守防衛を事実上、変質させる安保政策の転換が続いています。一つは安倍晋三政権が二〇一五年に成立を強行した安保関連法で、歴代内閣が憲法違反との政府解釈を堅持してきた「集団的自衛権の行使」を可能にしました。

もう一つが岸田文雄政権が昨年十二月に改定した国家安保戦略です。歴代内閣が「憲法の趣旨ではない」としてきた「敵基地攻撃能力の保有」を一転認める内容で、これまで国内総生産（GDP）比一％程度で推移してきた防衛費を関連予算と合わせて二％程度に倍増する方針も表明しました。

平和国家の歩みと矛盾

こうした安保政策転換が専守防衛を逸脱し、憲法と矛盾することは一見明白ですが、岸田首相は写真撮影、二三年十一月の国際観艦式では「非核三原則や専守防衛の堅持、平和国家としての歩みを変えるものではない」と述べています。これは詭弁ではないのか。

まず、集団的自衛権を行使するということは、自国が攻撃されていないにもかかわらず、他国と密接な関係にある外国への攻撃を自国への攻撃と認め、反撃することですから、「相手から武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力を行使」する専守防衛とは、明らかに相れません。

そもそも意味合いが異なる集団的自衛権を個別的自衛権とひっくるめて、憲法が認める「自衛権の行使」だと強弁することには、無理があります。

敵基地攻撃能力の保有も同様です。岸田政権は三文書の決定を受けて、長距離巡航ミサイルなど外国領域を直接攻撃できる装備の調達に着手しましたが、専守防衛で保持できるとされる「自衛のための必要最小限」の防衛力を超えるのは明白です。

戦後日本が歩んできた、他国に軍事的脅威を与えない「平和国家の歩み」からも逸脱します。

そして防衛費の倍増です。GDP比一％という目安は「軍事大国にならない」という平和国家として歩む宣言でもありました。

それを関連予算と合わせてではありますが、ロシアと対峙する北大西洋条約機構（NATO）並みの二％程度に倍増させるということは、国際社会には、平和国家の歩みを止めようとしているように映るでしょう。

こうした数々の例があげられても、専守防衛に変わりはないというのは、どういった根拠に基づくのか。岸田首相は明確に論拠を示して語らなければ、とても説得力はありません。

不断の努力で守る誓い

日本が再び戦火に巻き込まれれば、憲法で保障された自由や基本的人権は戦前戦中のように踏みにじられます。日本が専守防衛を堅持し続けることこそが、基本的人権を守ることになるのです。

憲法には「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」（九七条）であって、そうした自由や権利は「国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」（一二条）との記述があります。

戦争に突き進まず、自由や基本的人権を守るには、九条だけでなく、憲法条文に込められた先人たちの決意を読み取り、不断の努力を続ける必要があります。

それこそが不戦の誓いというバトンを受け継ぐ今を生きる私たちの使命ではないでしょうか。